

【令和 7 年版】

小金井市障害福祉サービス標準支給量一覧

この標準支給量は、「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス等負担対象額に関する基準等（平成18年厚生労働省告示第530号、以下「負担基準」という。）」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号、以下「算定基準」という。）」の最新年度に通知されたものに基づいています。

ただし、障害福祉サービスの種類によっては、負担基準及び算定基準によらず、市独自の基準により時間数等を定めています。

なお、単位数から換算した時間数については、当該サービスの原則的な利用時間単位で算出した便宜上の上限値であり、実際の支給量は、単位数の範囲内で利用計画に基づいて算出することとなります。

〔障害者総合支援法のサービス〕

サービス名		サービス内容 / 対象者	支給量
居宅介護	身体介護	【内 容】 自宅において、入浴、排泄、食事等の介護を行う。 【対象者】 ① 障害者 障害支援区分1以上で、介護者の状況等を勘案し、支援が必要と認められる。 ② 障害児 区分判定調査票、介護者の状況等を勘案し、必要と認められる。	P. 7
	家事援助	【内 容】 自宅において、家事一般における支援、日常生活等に関する相談又は助言を行う。 【対象者】 ① 障害者 障害支援区分1以上で、介護者の状況等を勘案し、支援が必要と認められる。 ② 障害児 区分判定調査票、介護者の状況等を勘案し、必要と認められる。	P. 7
	通院等介助	【内 容】 通院等の際の移動や手続きの介助等を行う。 【対象者】 ① 障害者 障害支援区分1以上で、通院等の際の介助が必要と認められる。 ※ 身体介護を伴う場合は、障害支援区分2以上で、障害支援区分の認定調査項目による要件を満たすことが必要となる。 ② 障害児 区分判定調査票、介護者の状況等を勘案し、必要と認められる。	P. 8
	※ 共同生活援助事業所（グループホーム）の入居者の居宅介護	【内 容】 外部サービス利用型共同生活援助事業所において、入浴、排泄、食事等の介護を行う。 【対象者】 外部サービス利用型共同生活援助に入居している障害支援区分1以上で、介護者の状況等を勘案し、支援が必要と認められる障害者	P. 8
重度訪問介護		【内 容】 日常生活等における摂食、入浴、排泄等の支援、家事一般の支援、外出時における移動中の支援等を総合的に行う。 【対象者】 ① 障害者 障害支援区分4以上で、次に該当している。 (7) 二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目による要件を満たしている。 (4) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の必要点数を満たしている。 ② 障害児 15歳以上で、児童相談所長が利用することが適当と認めた場合に、障害者とみなして手続を行い、可否を決定する。	P. 9

サービス名	サービス内容 / 対象者	支給量
同行援護	【内 容】 視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時に必要な介助や情報提供などを行う。 【対象者】 ① 障害者 外出時において移動に必要な情報の提供や援護を必要とし、同行援護のアセスメント調査票による調査項目の必要点数を満たしている。 ② 障害児 同行援護のアセスメント調査票、介護者の状況等を勘案し、必要と認められる。	P. 9
行動援護	【内 容】 自己判断能力が制限されている人が行動する際の危険を回避するために必要な支援や、外出時における排泄もしくは食事等の介護を行う。 【対象者】 ① 障害者 障害支援区分3以上で、知的障害又は精神障害により常時介護を必要とし、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の必要点数を満たしている。 ② 障害児 障害支援区分3以上に相当する支援の度合いで、知的障害又は精神障害により常時介護を必要とし、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の必要点数を満たしている。	P. 10
重度障害者等包括支援	【内 容】 介護の必要性が高い人に、居宅介護等の複数の障害福祉サービスを包括的に提供する。 【対象者】 ① 障害者 障害支援区分6で、意思の疎通に著しい困難を伴う常時介護を要し、次に該当している。 (7) 重度訪問介護の対象で、四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている、又は最重度知的障害者である。 (4) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の必要点数を満たしている。 ② 障害児 おおむね15歳以上で、障害支援区分認定調査を行い、小金井市障害者支援区分判定審査会で対象と判定される。	P. 10
短期入所(ショートステイ)	【内 容】 自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、施設で入浴、排泄、食事等の介護を行う。 【対象者】 ① 障害者 障害支援区分1以上である。 ② 障害児 区分判定調査票、介護者の状況等を勘案し、必要と認められる。	P. 11

サービス名	サービス内容 / 対象者	支給量
療養介護	【内 容】 医療機関で、機能訓練や看護などの医療的ケアとともに、食事や排泄等の介護を行う。 【対象者】 長期入院又は常時介護を必要とし、次に該当している。 (7) 障害支援区分6で、ALS（筋萎縮性側索硬化症）などにより気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理をしている。 (4) 障害支援区分5以上で、筋ジストロフィー患者か重症心身障害者である。	P. 11
生活介護	【内 容】 施設で、入浴、排泄、食事等の介護を行うとともに、創作活動や生産活動の機会を提供する。 【対象者】 障害支援区分3（施設入所者の場合は4）以上で、常時介護を必要とする障害者	P. 11
施設入所支援	【内 容】 施設に入所する障害者に、夜間や休日、入浴、排泄、食事等の介護や支援、生活に関する相談や助言を行う。 【対象者】 施設に入所する次に該当する障害者 (7) 障害支援区分4（50歳以上の場合は3）以上で、生活介護を利用している。 (4) 自立訓練等の利用で、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる、又は通所によって訓練を受けることが困難である。 (7) 特定旧法指定施設に継続して入所している、又はやむを得ない事情により通所により介護を受けることが困難である。 (2) 平成24年4月の改正児童福祉法の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所していた者で継続して入所している。	P. 11
地域移行支援	【内 容】 地域生活に移行できるよう、住居の確保その他の支援や相談等を行う。 【対象者】 障害者支援施設等又は精神科病院等に入所・入院している障害者（児）	P. 11
地域定着支援	【内 容】 常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に相談その他の支援を行う。 【対象者】 居宅において家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある障害者（児）	P. 11

サービス名	サービス内容 / 対象者	支給量
自立訓練（機能訓練）	【内 容】 身体機能の維持回復に必要な訓練を行う。 【対象者】 地域生活を営む上で、身体機能・生活機能の維持・向上等の必要がある障害者	P. 11
自立訓練（生活訓練）	【内 容】 生活能力の維持と向上に必要な訓練を行う。 【対象者】 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の必要がある障害者	P. 11
宿泊型自立訓練	【内 容】 居室その他設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行う。 【対象者】 自立訓練（生活訓練）の対象要件を満たしており、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用して、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障害者	P. 11
就労選択支援	【内 容】 短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の必要な支援を行う。 【対象者】 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者	P. 12
就労移行支援	【内 容】 生産活動や職場体験等の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他必要な支援を行う。 【対象者】 就労を希望する65歳未満の障害者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者 ※ 65歳以上の者については、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により支給決定を受けていなかった期間を除く。）に引き続き障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日においてこのサービスの支給決定を受けていた者に限り対象となる。	P. 12

サービス名	サービス内容 / 対象者	支給量
就労継続支援A型	【内 容】 雇用契約等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。 【対象者】 一般企業等に就労することが困難な障害者で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な者 ※ 65歳以上の者については、上記サービス同様	P. 12
就労継続支援B型	【内 容】 就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。 【対象者】 一般企業等に就労することが困難な障害者で、就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者や、一定の年齢に達している者などで、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される者	P. 12
就労定着支援	【内 容】 就労支援に係るサービスを利用して一般企業等に新たに雇用された人に対し、継続して勤められるよう、雇用した企業や関係機関との連絡調整、日常生活又は社会生活に関する相談や指導及び助言その他必要な支援を行う。 【対象者】 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、一般就労後6月を経過した者	P. 12
自立生活援助	【内 容】 巡回や訪問、相談対応等により日常生活における問題を把握し、必要な情報の提供、助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行う。 【対象者】 自宅における日常生活に関し、家族等からの支援が見込めない障害者	P. 12
共同生活援助	【内 容】 夜間や休日に、共同生活を行う住居において、相談、入浴や排泄又は食事の介護、その他の日常生活上必要な支援を行う。 【対象者】 障害者（身体障害者は、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある者）	P. 12

〔児童福祉法のサービス〕

サービス名	サービス内容 / 対象者	詳細
児童発達支援	【内 容】 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援又はこれに併せて治療を行う。 【対象者】 集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児 治療については、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児 ※ 医学的診断名又は障害者手帳を有することは必須要件ではない。	P. 13
居宅訪問型児童発達支援	【内 容】 居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能等の付与等の支援を行う。 【対象者】 重度の障害等により、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児	P. 13
放課後等デイサービス	【内 容】 放課後や夏休み等の長期の休日中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進する。 【対象者】 学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害児 ※ 必要と認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能である。	P. 13
保育所等訪問支援	【内 容】 児童が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設におけるその児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。 【対象者】 保育所等、集団生活を営む施設に通う児童で、発達障害児、その他の気になる児童 ※ 「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断する。	P. 13

〔障害者総合支援法のサービス〕

① 居宅介護（身体介護）

（所要時間30分以上1時間未満の単位＝ 404 ）

		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	障害児
負 担 基 準	単位	3,100	4,010	5,890	11,070	17,730	25,500	9,950
	時間	7	9	14	27	43	63	24
標 準 支 給 量	単位	6,200	8,020	11,780	22,140	35,460	51,000	19,900
	時間	15	19	29	54	87	126	49

介護保険対象者

（所要時間30分以上1時間未満の単位＝ 404 ）

		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
負 担 基 準	単位					1,100	1,810
	時間					2	4
標 準 支 給 量	単位					2,200	3,620
	時間					5	8

※ 上記表の時間は、1回の所要時間30分以上1時間未満の場合を想定し、表右上の単位数で試算した月当たりの上限値です。1回毎の利用時間や他のサービスの併用等、実際の状況により上限値は変わります。

② 居宅介護（家事援助）

（所要時間45分以上1時間未満の単位＝ 197 ）

		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	障害児
負 担 基 準	単位	3,100	4,010	5,890	11,070	17,730	25,500	9,950
	時間	15	20	29	56	90	129	50
標 準 支 給 量	単位	6,200	8,020	11,780	22,140	35,460	51,000	19,900
	時間	31	40	59	112	180	258	101

介護保険対象者

（所要時間30分以上1時間未満の単位＝ 197 ）

		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
負 担 基 準	単位					1,100	1,810
	時間					5	9
標 準 支 給 量	単位					2,200	3,620
	時間					11	18

※ 上記表の時間は、1回の所要時間45分以上1時間未満の場合を想定し、表右上の単位数で試算した月当たりの上限値です。1回毎の利用時間や他のサービスの併用等、実際の状況により上限値は変わります。

代筆又は代読（独居もしくはそれに準ずる世帯の場合）

		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
標 準 支 給 量	分／週	120分以内					

③ 居宅介護（通院等介助）（身体介護を伴う場合）

（所要時間30分以上1時間未満の単位＝ 404 ）

		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	障害児
負 担 基 準	単位	3,100	4,010	5,890	11,070	17,730	25,500	9,950
	時間	7	9	14	27	43	63	24
標 準 支 給 量	単位	6,200	8,020	11,780	22,140	35,460	51,000	19,900
	時間	15	19	29	54	87	126	49

介護保険対象者

（所要時間30分以上1時間未満の単位＝ 404 ）

		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
負 担 基 準	単位					1,100	1,810
	時間					2	4
標 準 支 給 量	単位					2,200	3,620
	時間					5	8

※ 上記表の時間は、1回の所要時間30分以上1時間未満の場合を想定し、表右上の単位数で試算した月当たりの上限値です。1回毎の利用時間や他のサービスの併用等、実際の状況により上限値は変わります。

④ 居宅介護（通院等介助）（身体介護を伴わない場合）

（所要時間30分以上1時間未満の単位＝ 197 ）

		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	障害児
負 担 基 準	単位	3,100	4,010	5,890	11,070	17,730	25,500	9,950
	時間	15	20	29	56	90	129	50
標 準 支 給 量	単位	6,200	8,020	11,780	22,140	35,460	51,000	19,900
	時間	31	40	59	112	180	258	101

介護保険対象者

（所要時間30分以上1時間未満の単位＝ 197 ）

		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
負 担 基 準	単位					1,100	1,810
	時間					5	9
標 準 支 給 量	単位					2,200	3,620
	時間					11	18

※ 上記表の時間は、1回の所要時間30分以上1時間未満の場合を想定し、表右上の単位数で試算した月当たりの上限値です。1回毎の利用時間や他のサービスの併用等、実際の状況により上限値は変わります。なお、身体介護を伴う場合は、①によります。

⑤ 外部サービス利用型グループホームにおける居宅介護サービス

		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
標 準 支 給 量	分/月		150	600	900	1,300	1,900

⑥ 重度訪問介護 (所要時間2時間30分以上3時間未満の単位＝ 553)

		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
負 担 基 準	単位				28,940	36,270	62,050
	時間				156	196	336
標 準 支 給 量	単位				57,880	72,540	124,100
	時間				313	393	673

介護保険対象者 (所要時間2時間30分以上3時間未満の単位＝ 553)

		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
負 担 基 準	単位				14,620	15,290	22,910
	時間				79	82	124
標 準 支 給 量	単位				29,240	30,580	45,820
	時間				158	165	248

※ 上記表の時間は、本サービスの利用は原則3時間以上としていることから、1回の所要時間2時間30分以上3時間未満の場合の単位数を利用し、表内の単位数を表右上の単位数で除したものに3を乗じて試算した月当たりの上限値です。1回毎の利用時間や他のサービスの併用等の状況により上限値は変わります。

⑦ 同行援護（成人）

標 準 支 給 量	時間	45
-----------	----	----

※ ただし、対象者の状況等を勘案して、これを超える決定をする場合があります。

同行援護（児童）

		小学生	中学生	高校生又はそれに準ずる児童
標 準 支 給 量	時間	15	20	25

※ ただし、対象者の状況等を勘案して、これを超える決定をする場合があります。

⑧ 行動援護（成人）

（所要時間30分以上1時間未満の単位＝ 437 ）

		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
負 担 基 準	単位			15,680	21,130	28,100	36,520
	時間			35	48	64	83
標 準 支 給 量	単位			31,360	42,260	56,200	73,040
	時間			71	96	128	167

※ 上記表の時間は、1回の所要時間30分以上1時間未満の場合を想定し、表右上の単位数で試算した月当たりの上限値です。1回毎の利用時間等、実際の状況により上限値は変わります。

行動援護（児童）

		小学生	中学生	高校生又はそれに準ずる児童
標 準 支 給 量	時間	20	30	40

⑨ 重度障害者等包括支援

（所要時間4時間として算出した単位＝ 911 ）

		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
負 担 基 準	単位						96,480
	時間						423
標 準 支 給 量	単位						192,960
	時間						847

※ 上記表の時間は、本サービスの利用は4時間を最小単位としていることから、1回の所要時間1時間以上12時間30分未満の場合の条件に基づき、表内の単位数を表右上の単位数で除したものに4を乗じて試算した月当たりの上限値です。1回毎の利用時間等の状況により上限値は変わります。

⑩ 短期入所（ショートステイ）

標準支給量	日／月	8
-------	-----	---

※ ただし、対象者の状況等を勘案して、これを超える決定をすることがあります。

⑪ 療養介護

		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
標準支給量	日／月					各月の暦日数	

⑫ 生活介護

		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
標準支給量	日／月			各月の暦日数－8			

※ ただし、施設の運営上の理由により、3か月以上1年以内の期間においてその総和の範囲内で調整できる場合があります。また、利用者の状態等に鑑み、これを超える決定をすることがあります。

⑬ 施設入所支援

		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
標準支給量	日／月				各月の暦日数		

⑭ 地域移行支援

標準支給量	日／月	各月の暦日数
-------	-----	--------

⑮ 地域定着支援

標準支給量	日／月	各月の暦日数
-------	-----	--------

⑯ 自立訓練（機能訓練）

標準支給量	日／月	各月の暦日数－8
-------	-----	----------

※ ただし、施設の運営上の理由により、3か月以上1年以内の期間においてその総和の範囲内で調整できる場合があります。また、利用者の状態等に鑑み、これを超える決定をすることがあります。

⑰ 自立訓練（生活訓練）

標準支給量	日／月	各月の暦日数－8
-------	-----	----------

※ ただし、施設の運営上の理由により、3か月以上1年以内の期間においてその総和の範囲内で調整できる場合があります。また、利用者の状態等に鑑み、これを超える決定をすることがあります。

⑱ 宿泊型自立訓練

標準支給量	日／月	各月の暦日数
-------	-----	--------

①⑨ 就労選択支援

標準支給量	日／月	各月の暦日数－8
-------	-----	----------

※ ただし、施設の運営上の理由により、3か月以上1年以内の期間においてその総和の範囲内で調整できる場合があります。また、利用者の状態等に鑑み、これを超える決定をする場合があります。

②⑩ 就労移行支援

標準支給量	日／月	各月の暦日数－8
-------	-----	----------

※ ただし、施設の運営上の理由により、3か月以上1年以内の期間においてその総和の範囲内で調整できる場合があります。また、利用者の状態等に鑑み、これを超える決定をする場合があります。

②⑪ 就労継続支援A型

標準支給量	日／月	各月の暦日数－8
-------	-----	----------

※ ただし、施設の運営上の理由により、3か月以上1年以内の期間においてその総和の範囲内で調整できる場合があります。また、利用者の状態等に鑑み、これを超える決定をする場合があります。

②⑫ 就労継続支援B型

標準支給量	日／月	各月の暦日数－8
-------	-----	----------

※ ただし、施設の運営上の理由により、3か月以上1年以内の期間においてその総和の範囲内で調整できる場合があります。また、利用者の状態等に鑑み、これを超える決定をする場合があります。

②⑬ 就労定着支援

標準支給量	日／月	各月の暦日数
-------	-----	--------

②⑭ 自立生活援助

標準支給量	日／月	各月の暦日数
-------	-----	--------

②⑮ 共同生活援助

標準支給量	日／月	各月の暦日数
-------	-----	--------

※ 体験的な利用を行う場合は、これを上限として年50日以内で必要な日数を定めます。

〔児童福祉法のサービス〕

① 児童発達支援

標準支給量	日／月	各月の暦日数－8
-------	-----	----------

※ ただし、利用者の状態等に鑑み、これを超える決定をする場合があります。また、他のサービスを併用する場合は、当該サービスを合わせた支給量が適切となるよう日数を定めます。

② 居宅訪問型児童発達支援

標準支給量	日／月	各月の暦日数－8
-------	-----	----------

※ ただし、利用者の状態等に鑑み、これを超える決定をする場合があります。

③ 放課後等デイサービス

標準支給量	日／月	各月の暦日数－8
-------	-----	----------

※ ただし、利用者の状態等に鑑み、これを超える決定をする場合があります。また、他のサービスを併用する場合は、当該サービスを合わせた支給量が適切となるよう日数を定めます。

④ 保育所等訪問支援

標準支給量	原則として概ね月2回
-------	------------

※ 必要に応じて、各月の暦日数から8日を控除した日数を上限に決定します。利用者の状態等に鑑み、これを超える決定をする場合があります。また、他のサービスを併用する場合は、当該サービスを合わせた支給量が適切となるよう日数を定めます。